

令和5年5月2日

保護者 各位

足寄町立足寄小学校長 大宮 秀夫

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されることに伴い、文部科学省並びに北海道教育委員会より発出された4月28日付けの通知により、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂されることになりました。

つきましては、本通知を受け、足寄町教育委員会とも協議し、5類感染症移行後（5月8日から）の町内小学校の対応について、下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 対策期間

令和5年5月8日（月）以降

### 2 学校における新型コロナウイルス感染症対策について

（1）新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても以下の対策は継続します。

- ① 家庭との連携による児童の健康状態の把握
- ② 適切な換気の確保
- ③ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

※ 児童の健康状態を把握について、学校と家庭の連携を密にすることを基本とし、これまで継続していた毎日の体温チェック、健康観察シートの提出を不要とします。

※ 4月10日にお知らせしている、マスクの着用を求めないことを基本とすること、給食の場面における「黙食」の必要がないこと等は変わりません。

（2）地域や学校における感染が流行している場合などには、一時的に以下の措置を講じることがあります。

- ① 活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。
- ② 児童間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する。

### 3 出席停止の取扱いについて

（1）新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童等に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

（2）出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童に対してマスクの着用を推奨することとします。その際、児童等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう適切に指導します。

（3）児童の感染が判明した場合には、従来どおり出席停止の措置を講じます。その際は、児童が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることがないように配慮します。

### 4 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者の特定は行われないため、次の場合であっても、感染が確認されていない児童等については、直ちに出席停止になりません。

（1）同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童等

（2）学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

※ 合理的な理由により、感染不安で休ませたい場合は、学校に相談してください。

### 5 その他

- ・ご不明な点がございましたら、足寄小学校教頭までお問い合わせください。（TEL：25-2114）

# 5類感染症への移行後の学校における 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症が、5月8日から5類感染症に移行されることに伴い、学校における対策も変わります。

主なポイントは次のとおりですので、引き続き、学校における感染症対策にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

5月8日から出席停止等の取扱いが次のとおりとなります

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
感染者	症状あり	発症日	出席（発症日を0日目として5日間経過かつ症状軽快*1後1日間経過）					解除	10日間が経過するまでは、マスクの着用やハイリスク者との接触は控えていただくことが推奨されています。				
	症状なし	検体採取日	出席（検体採取日を0日目として5日間経過）					解除					
感染が不安等*2		学校に相談してください （地域の感染状況や、高齢者や基礎疾患のある者がいるなどの家庭・家族の状況等を踏まえて、出欠の取扱い等について判断します）											



## Point



- \*1「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- 出席停止の期間については、以下の例を参考にしてください。
  - 例① 症状が3日目に軽快した場合は、5日目まで出席停止（6日目に登校）
  - 例② 症状が5日目に軽快した場合は、6日目まで出席停止（7日目に登校）
- 濃厚接触者やリストアップの取扱いはなくなりました。
- 基本的に、発熱やのどの痛み、咳などの普段と異なる症状がある場合の欠席は、出席停止になりません。（ただし、例外的に出席停止になる場合があります。）
- 出席停止の期間を経て登校する際、学校に陰性証明を提出する必要はありません。
- \*2「感染が不安等」には、医療的ケアを必要としたり、基礎疾患などがあり、重症化するリスクが高く、主治医から登校すべきでないと言われている場合なども含まれます。

# 臨時休業の考え方

学校の設置者が、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に、学校医の助言等を踏まえて、臨時休業を行う範囲や条件を判断します。

## 【学級閉鎖】

以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

- ① 同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ② その他、学校設置者が必要と判断した場合

※ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。

## 【学年閉鎖】

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

## 【学校閉鎖】

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合



# 学校における感染症対策

5月8日以降は、これまでの感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている「平時」に行う感染症対策と、「地域や学校において感染が流行しているとき」に行う感染症対策に分けて取り組みます。

## 平 時

### □ 健康観察

発熱やのどの痛み、咳など、普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養してください。

### □ 換気

### □ 手洗いなどの手指衛生

外から教室に入るときやトイレの後、給食の前後などに手を洗います。

### □ 咳エチケット

咳やくしゃみをするときは、ティッシュ・ハンカチや袖の内側などを使って、口や鼻をおさえるようにします。

※学校教育活動においては、基本的に、マスクの着用は求めません。ただし、社会一般にマスク着用が推奨される場面では、着用を推奨します。

### □ 清掃・消毒



## 感染症流行時

### □ マスクの取扱い

教職員のマスク着用や、児童生徒に着用を促すことも考えられます。

### □ 身体的距離の確保

換気を取り入れながら、可能な範囲で距離をとります。

### □ 感染リスクが高い活動

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える
- ・触れ合わない程度の身体的距離の確保

#### 【感染リスクが比較的高い学習活動】

- ・対面形式となるグループワーク等
- ・一斉に大きな声で話す活動
- ・合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏
- ・グループで行う調理実習
- ・組み合ったり、接触したりする運動 など

## 差別や偏見をせずに、認め合いましょう

誰でも感染する可能性があります。マスクを着用しなければならない事情や、着用しなくてもできない事情がある人がいます。「感染した」「●●にうつされた」「マスクをしていないから」などと言ったりせず、認め合うことが大切です。

# 令和5年5月8日に

# 新型コロナウイルス感染症は

# 5類感染症に移行しました

## 移行後の基本的感染対策は

### 個人や事業者の判断が基本となります

判断にあたっては次の点を参考にしてください



・手洗い等の手指衛生や換気は、基本的な感染対策として、引き続き有効



・流行期において高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や混雑した場所を避けること等が有効

※マスク着用の考え方はこれまでと同様となります

〈症状があるとき〉

発熱等の症状がある場合はかかりつけ医または健康相談センターに相談してください

※札幌市、函館市、旭川市、小樽市にお住まいの方は、各市のホームページをご覧ください

**健康相談センター**

**0120-501-507 (24時間)**



新型コロナウイルス感染症に関する情報等については、以下のホームページからご覧になれます

●厚生労働省ホームページ



●北海道庁ホームページ



# 5類感染症への移行に伴うポイント

## 症状があるとき・感染したときは

かかりつけ医または健康相談センターに相談してください

5月7日までは

発熱等の  
症状が  
あるときは

健康相談センター

陽性者登録センター  
(無料キット申込)

5月8日からは

継続  
(0120-501-507(24時間))

終了

療養中の相談先が変わります

体調悪化時  
の相談先は

陽性者健康  
サポートセンター

参考 療養期間 7日間  
※症状軽快後24時間経過

健康相談センター  
(相談窓口を一元化)

参考 療養期間 5日間(推奨)  
※症状軽快後24時間経過

検査や医療費は自己負担が生じます

検査  
医療費は

無料  
※初診料除く

自己負担あり

## 基本的な感染対策は

個人や事業者の判断が基本となります

- 手洗い等の手指衛生
- 十分な換気
- 三密回避
- 人との距離確保

- ・引き続き、手洗い等の手指衛生や換気は感染対策に有効
- ・流行期において高齢者等は混雑した場所を避けること等が有効

事業者

- ・入場時の検温
- ・入口での消毒液の設置
- ・アクリル板などパーティションの設置

- ・効果等を踏まえ事業者が判断

これまで実施してきた次の取組は終了しました

- 自宅療養セット送付
- パルスオキシメーター貸出
- 宿泊療養施設
- 無料検査事業